

# 日本目録規則

Nippon Cataloging Rules

2018年版

日本図書館協会目録委員会編

## 第3部 関連

セクション6 関連総則

### 第41章 関連総則

2018年12月25日 作成  
2019年1月7日 公開  
2022年1月28日 最終更新

\* 問い合わせ先 日本図書館協会目録委員会: [ncr@jla.or.jp](mailto:ncr@jla.or.jp)

編集 日本図書館協会目録委員会  
発行 公益社団法人日本図書館協会  
〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14  
Tel. 03-3523-0811 Fax. 03-3523-0841

## 更新履歴

日付	条項番号	更新内容	備考
2019. 7. 5	#41. 2. 1	行頭のインデントを修正	
2022. 1. 28	#41. 4	「関連の種類によっては、関連の詳細を説明するエレメントが設定されており、必要に応じて記録する。」を「関連の種類によっては、必要に応じて関連の詳細を説明するエレメントを記録する。」に修正	

## 第 41 章 関連総則

### 目次

#41 関連総則.....	2
#41.1 記録の目的 .....	2
#41.2 記録の範囲 .....	2
#41.2.1 種類.....	2
#41.2.2 コア・エレメント.....	2
#41.3 情報源 .....	2
#41.4 記録の方法 .....	2

## #41 関連総則

### #41.1 記録の目的

関連の記録の目的は、次のとおりである。

- a) 次に該当する目録中のすべての資料を発見する。
  - ①特定の著作・表現形・体現形に属する資料
  - ②特定の個人・家族・団体と関連を有する資料
  - ③特定の主題に関する資料
- b) 関連する実体を示すことにより、資料の識別・選択に寄与する。
- c) 関連する実体を示すことにより、個人・家族・団体、主題の識別に寄与する。
- d) 関連する実体を示すことにより、目録内外における各種実体に誘導する。

### #41.2 記録の範囲

資料、個人・家族・団体、主題の間に存在する様々な関係性を、関連として記録する。

#### #41.2.1 種類

関連には、次の種類がある。

- a) 資料に関する基本的関連（参照：#42 を見よ。）
- b) 資料に関するその他の関連（参照：#43 を見よ。）
- c) 資料と個人・家族・団体との関連（参照：#44 を見よ。）
- d) 資料と主題との関連（#45：保留）
- e) 個人・家族・団体の間の関連（参照：#46 を見よ。）
- f) 主題間の関連（#47：保留）

#### #41.2.2 コア・エレメント

コア・エレメントについては、#0 末尾の付表を見よ。

### #41.3 情報源

関連に関する情報は、どの情報源に基づいて記録してもよい。ただし、資料と個人・家族・団体との関連は、#44.0.3 に従う。

### #41.4 記録の方法

関連先となる実体を識別できる情報を、次のうち一つ以上の方法によって記録する。

- a) 識別子
- b) 典拠形アクセス・ポイント
- c) 複合記述（資料に関する基本的関連に限る）

体現形の記述と、著作・表現形・個別資料の属性を組み合わせることで記録した記述。
- d) 構造記述（資料に関するその他の関連に限る）

関連先の著作・表現形・体現形・個別資料を識別できるように、いくつかの属性を標準的な表示形式（ISBD など）による順序で組み合わせることで記録した記述。
- e) 非構造記述（資料に関するその他の関連に限る）

関連先と関連の種類に関する情報を、標準的な表示形式（ISBD など）に従わず、語句、

文、パラグラフなどで記録した記述。

資料に関する基本的関連を除き、関連の詳細を表すために、関連指示子を付加することができる。関連指示子は、付録#C.1～#C.5 に列挙する用語から、データ作成機関が必要とする詳細度のものを記録する。適切な用語がない場合は、データ作成機関が関連の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。ただし、非構造記述によって関連先情報を記録する場合は、関連指示子を付加しない。

関連の種類によっては、必要に応じて関連の詳細を説明するエレメントを記録する。